

学生寮上毛学舎 自動販売機設置場所貸付に係る入札説明書

公益財団法人群馬県育英会（以下「財団」という。）では、学生寮上毛学舎（以下「学舎」という。）に自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって決定する。

入札に参加を希望する者は、この説明書及び仕様書をよく読み、次の各事項を承知した上で参加するものとする。

1 目的

財団が保有する財産を有効活用することにより、収入の増加及び寮生サービスの向上を図る。

2 入札に付する事項

（１）自動販売機設置のために貸し付ける場所及び面積

財産名称	所在地	貸付場所	貸付位置	貸付面積	数量
学生寮上毛学舎の建物の一部	東京都世田谷区 経堂四丁目８番 １３号	屋内：中２階 エレベーター ホール	位置図①	1.75m × 0.8m=1.4 m ²	１区画

※貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

（２）設置条件

屋内の指定区画に自動販売機１機を設置すること。

（３）貸付期間

令和８年１０月１日から令和１３年９月３０日まで

（４）貸付条件等

別添仕様書による。

（５）参考データ

直近１年間の売上本数 ４,067 本

R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1
527 本	363 本	266 本	242 本	511 本	134 本
R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7
286 本	175 本	450 本	264 本	473 本	376 本

※１ 学舎の定員は、男女合計２００名。

※２ 上記期間の販売価格は、標準販売価格（定価）より３０円以上安い価格。

3 入札参加資格

次の要件を全て満たす法人又は個人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に該当する者でないこと。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定による群馬県の令和8・9年度競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）又は他の公共団体等（国、都道府県、市町村等）の資格者名簿に登載されていること。
- (3) 自己又は自己の法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 法人にあっては東京都内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては東京都内で事業を営んでいること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。ただし、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者（子会社又は関連会社を除く。）に委託した場合は、実績に含めないこと。

4 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 申込方法

申込期間内に、提出書類を提出場所に直接持参又は郵送すること。電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。

(2) 申込期間

ア 持参する場合

申込受付期間：令和8年8月13日（木）から令和8年8月31日（月）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

提出場所：〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県教育委員会事務局管理課内

公益財団法人群馬県育英会事務局

電話：027-226-4542（直通）

イ 郵送の場合

申込受付期間：令和8年8月13日（木）から令和8年8月31日（月）午後5時必着

送 付 先：アと同じ

※1 配達証明又は簡易書留により送付すること。

※2 申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受け付けられないので注意すること。

（3）提出書類（提出部数各1部）

- ① 入札参加申請書（別紙様式1）
- ② 誓約書（別紙様式2）
- ③ 設置する自動販売機のカタログ

5 質問書及び回答について

（1）受付期間

令和8年8月13日（木）から令和8年8月28日（金）までの日（群馬県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

（2）提出方法

質問書（別紙様式3）を電子メールで15問い合わせ先へ送信する。

（3）質問者への回答

質問者に対し電子メールで個別に回答する。

また、全ての質問事項及び回答をまとめ、令和8年8月28日（金）までに電子メールで入札参加申請者全員に一斉送信する。

6 入札参加資格の確認等

上記4(3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和8年9月4日（金）までに、申請者あて結果を通知する。

なお、入札参加資格があると確認された者に対しては、入札書及び入札参加に当たっての留意事項を送付する。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明したときは、入札参加資格を取り消す。

7 開札日時及び場所

（1）日時

令和8年9月18日（金）午前10時00分

（2）場所

群馬県庁24階群馬県教育委員会事務局管理課内公益財団法人群馬県育英会事務局

8 入札方法等

(1) 入札方法

- ・入札方法は、入札書の郵送のみとする。郵送先は下記のとおり。

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県教育委員会事務局管理課内

公益財団法人群馬県育英会事務局

- ・郵送は、書留郵送とし、令和8年9月17日（木）午後4時まで必着とする。
- ・郵送にあたっては二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて、厳封すること。
- ・外封筒には、「学生寮上毛学舎自動販売機設置入札書在中」と朱書きすること。
- ・1回目の入札が不調の場合、2回目まで行われるため、1回目、2回目の入札書を用意し、それぞれ別の中封筒に封入すること。
- ・中封筒には、企業名及び「9月18日開札学生寮上毛学舎自動販売機設置入札書在中〇目」と記載し、何回目の入札書が封入されているか明記すること。

(2) 入札書に記載する金額

- ・入札書に記載する金額は、年額とする。
- ・入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）を契約金額とする（入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。）。

(3) 再度の入札

1回目の入札において落札者がいないときは、2回目の入札を行う。2回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

(4) その他

- ① 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することができない。
- ② 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。
- ③ やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

9 入札保証金

免除する。

10 無効な入札等

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札

- ② 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札
- ③ 不正行為による入札
- ④ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- ⑤ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- ⑥ 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札
- ⑦ その他入札に関する法律又は条例に違反した入札

1 1 落札者の決定方法

- （1）財団が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- （2）落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとし、当該入札事務に関係のない財団職員にくじを引かせるものとする。

1 2 契約

- （1）別添契約書のとおりとする。
- （2）落札者は、令和8年9月24日（木）までに、契約書に記名押印のうえ、15の場所に提出する。
- （3）落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失う。
- （4）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

1 3 契約保証金

免除する

1 4 その他

- （1）本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則の定めに準じるものとする。
- （2）本書を入手した者は、本件入札手続以外の目的で本書を使用してはならない。
- （3）申請書に虚偽の記載をした場合は、入札参加資格の取消及び本件財産貸付契約の解除を行うことがある。

1 5 問い合わせ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県教育委員会事務局管理課内
公益財団法人群馬県育英会事務局
書記 森田

電話：027-226-4542

E-mail：kyokanri@pref.gunma.lg.jp

【参考】

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。